

「東京都パートナーシップ宣誓制度」について

[2023年7月7日]

令和4年11月1日から「東京都パートナーシップ宣誓制度」が始まりました。

「東京都パートナーシップ宣誓制度」について

パートナーシップ関係にあるお二人からの宣誓・届出を、都が受理したことを証明（受理証明書を交付）する制度です。

本制度により、性的マイノリティのパートナーシップ関係にある方が、日常生活の様々な場面での手続きが円滑になるほか、例えば都営住宅への入居申込等、新たにサービスが受けられるようになります。

東京都では、今後、本制度を利用可能なサービスを広げるため、都内自治体や民間事業者とも連携・協力を図るとともに、都民の皆様が多様な性について正しい理解と認識を深めていただけるよう啓発に取り組んでいくこととしています。

手続きの方法※など詳細については、東京都のホームページをご覧ください。

※手続きは原則オンラインとなっておりますが、事前予約の上、東京都の窓口で行うことも可能です。

- [東京都パートナーシップ宣誓制度（東京都総務局人権部ホームページ）（別ウインドウで開く）](#)

【本制度における用語の定義】

- ・ 「性的マイノリティ」：性自認が出生時に判定された性と一致しない方又は性的指向が異性に限らない方のこと
- ・ 「パートナーシップ関係」：双方又はいずれか一方が性的マイノリティ（LGBT等）であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係のこと

あきる野市の取組について

市では「東京都パートナーシップ宣誓制度」の活用事業として「東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書」をお持ちの方々に対する行政サービスを提供していきます。

令和5年度から開始する活用事業

市営住宅への入居

市営住宅の入居資格の見直しを行い、パートナーの方との同居ができるようになりました。

市営住宅に関する詳細は、[市営住宅 | あきる野市 \(city.akiruno.tokyo.jp\)](#)をご覧ください。

問い合わせ先：都市計画課住宅係

※ **活用事業については、行政サービスの充実に向けて、引き続き検討していきます。**

「東京都パートナーシップ宣誓制度」の活用に関する問い合わせ先：企画政策課